

東京港大井ふ頭において確認された「ヒアリ」について

令和 8 年 6 月 12 日（金）に東京港大井ふ頭で確認されたアリについて、専門家による同定の結果、要緊急対処特定外来生物であるヒアリ (*Solenopsis invicta*) であることが確認されましたので、お知らせします。本件は、環境省が毎年実施している定期的な全国港湾調査において確認されたものです。

平成 29 年 6 月の国内初確認以降、これまでのヒアリの確認事例は令和 8 年 6 月 16 日（火）現在で 20 都道府県、計 176 事例です。

1 経緯

6/12（金） 環境省が実施する全国港湾調査の東京港大井ふ頭での調査において、調査事業者がコンテナヤード上の 2 か所において、ヒアリと疑わしいアリをそれぞれ約 30 個体、約 500 個体確認。確認場所周辺に殺虫餌（ベイト剤）を設置し、防除を実施。環境省が専門家に同定を依頼。

6/15（月） 環境省から依頼を受けた専門家が、当該アリについてヒアリであることを確認。

2 今回確認されたアリについて

確認されたアリは、ヒアリの働きアリ計約 530 個体です。

3 都の対応状況

- (1) 引き続き、環境省と協力して、発見場所において目視やトラップによる調査及び防除を実施します。
- (2) 国、地元区及び港湾事業者で構成する「東京港におけるヒアリ等対策連絡会」を通じて迅速に情報共有を図ります。
- (3) 普及啓発・注意喚起等
 - ・ 東京港内の港湾施設利用者及び地元区への周知
 - ・ 発見場所から半径 2 キロメートル圏内の海上公園に注意喚起の看板を設置
 - ・ 都ホームページにヒアリ等による被害の予防方法等の情報を掲載
 - ・ 港湾局 SNS での注意喚起

4 都民の皆様へのお知らせ

- ・ 大井ふ頭内で確認されたヒアリは、これまでに都内の住宅地等においては発見されておらず、ふ頭内で発見されたヒアリについては、現在駆除を行っております。
- ・ ヒアリは攻撃性が強く、刺された場合、激しい痛みを伴い、水疱状に腫れるなど人体にとって危険な生物です。もし、発見した場合には素手で捕まえたり、触らないように注意し、お住まいの区市町村や東京都環境局までご連絡ください。
- ・ ヒアリに関する詳しい情報については、以下のサイトに記載していますのでご参照ください。

「要緊急対処特定外来生物 ヒアリに関する情報」(環境省ホームページ)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

- ・ 環境省ヒアリ相談ダイヤルを毎日開設しています(12月29日～1月3日は除く)。
0570-046-110 AM9:00～PM5:00

【問合せ先】

- ・ 港湾施設における対応に関すること
港湾局港湾経営部経営課
電話 03-5320-5552
- ・ 特定外来生物一般に関すること
環境局自然環境部計画課
電話 03-5388-3506